

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条 第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第 百九十八号）二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において 準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四 号）第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法 律第二百五号）第二百七十七号第二項（同法第二百九条（同法第二百八 十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場 合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律 第一一〇号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等 の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項 並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以 下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又 は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯 すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の 規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 「同上」</p>

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十四（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十六条の六第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の五の八、第六十五条の十、第六十五条の十二の十二、第六十五条の三十四、第六十五条の五十八、第六十五条の八十、第六十六条の八十九及び第六十七条第一項第四号の規定

〔ロ〕ト 略

二 〔略〕

一 〔同上〕

イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（同法第六十条の十二第三項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十六（第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の四、第七十九条の四、第六十六条の六第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条の九、第六十五条の五の四、第六十五条の五の八、第六十五条の十五、第六十五条の二十の十二、第六十五条の三十四、第六十五条の五十八、第六十六条の八十、第六十六条の八十九及び第六十七条第一項第四号の規定

〔ロ〕ト 同上

二 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。